第二十二条第一項第四号イ中「（市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

第四十五条の三第一項中「講習会の指定等」の下に「、法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等」を加え、同条第八項中「、第五条第二項から第七項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（児童相談所設置市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「児童相談所設置市の市長を」と」を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「という。）の指定等」の下に「、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同条第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。）の指定等」を加え、同条第七項中「第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、「同令」を削る。

第百七十四条の四十九の二第一項中第三十一号を第三十二号とし、第六号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　児童福祉法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに児童福祉法施行令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第二項中「第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「中核市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（中核市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「中核市の市長を」と、「同令」を削る。

別表第一児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年三月三十一日）から施行する。

（承認等に関する経過措置）

2　この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧児童福祉法施行令」という。）第五条第二項（旧児童福祉法施行令第四十五条の三第八項又は第二条の規定による改正前の地方自治法施行令（以下「旧地方自治法施行令」という。）第百七十四条の二十六第七項若しくは第百七十四条の四十九の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりされている指定の申請又は旧児童福祉法施行令第五条第七項（旧児童福祉法施行令第四十五条の三第八項又は旧地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項若しくは第百七十四条の四十九の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりされている指定の取消しの申請で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）において行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下「新児童福祉法施行令」という。）第五条第二項又は第七項の規定の適用については、これらの規定によりされた指定の申請又は指定の取消しの申請とみなす。

3　施行日前に旧児童福祉法施行令第五条第三項（旧児童福祉法施行令第四十五条の三第八項又は旧地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項若しくは第百七十四条の四十九の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりされた承認又はこの政令の施行の際に旧児童福祉法施行令第五条第三項の規定によりされている承認の申請で、施行日においてこの承認又は承認の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における新児童福祉法施行令第五条第三項の規定の適用については、同項の規定によりされた承認又は承認の申請とみなす。

4　施行日前に旧児童福祉法施行令第五条第四項（旧児童福祉法施行令第四十五条の三第八項又は旧地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項若しくは第百七十四条の四十九の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされているものについては、新児童福祉法施行令第五条第四項又は第五項の規定により都道府県知事に対して届出又は報告をしなければならない事項についてその届出又は報告がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年三月三十一日とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十三条第二項、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十五条第四項及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十五条第三項から第五項までの規定に基づき、この政令を制定する。

（農林物資の規格化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第一項中「都道府県知事が」を「者が」に改め、同項第一号中「この項」を「この条」に改め、「（以下この条において「特定製造業者等」という。）」を削り、「当該都道府県の知事」を「次のイ又はロに掲げる製造業者等の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。